

No. 15

制 度 名	現年農作物災害経営資金等利子補給金	主管課名	農業経営課 団体・金融 G		
		問合せ先	029-301-3862		
目的・趣旨	県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に経営資金等を融資した金融機関に利子補給を行った市町村に対し、県が利子補給補助金を交付することにより、被害農業者等の金利負担軽減を図る。				
<p>〔対象団体〕 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第3条第2項の規定により指定される「被害農業地域等」を含む市町村</p> <p>〔対象事業〕 金融機関が災害を受けた農業者等に貸し付ける資金に対する利子補給事業</p> <p>〔補助要件等〕 市町村が金融機関と利子補給契約を結び、利子補給を行っていること</p> <p>〔対象経費〕 被害農業者等に金融機関が貸し付ける資金に対して、利子補給に要する経費及び損失補償に要する経費</p> <p>〔経費負担割合〕</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
1 利子補給		—	1/2～	～1/2	—
2 損失補償		—	4/5	1/5	—
〔30年度当初予算額〕 1,850千円		〔30年度補助対象団体〕 市町村からの申請に基づく、県指定地域（被害農業地域等）を含む市町村			
〔備考〕					